

みえスポーツフェスティバル参加事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要綱は、「みえスポーツフェスティバル」(以下「フェスティバル」という。)に参加するための補助金を交付することにより、地域のスポーツ振興の促進を図ることを目的に、予算の範囲内においてみえスポーツフェスティバル参加事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、尾鷲市補助金等交付規則(昭和56年尾鷲市規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、フェスティバルで実施される種目に出場する市民または市民が所属しているスポーツ団体とする。ただし、スポーツ団体の場合の交付対象者は、市民に限る。

(交付申請の期日等)

第3条 交付の申請をしようとする者は、交付を受けようとするその年度のフェスティバルに参加する日までに交付申請書に必要書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(補助対象等)

第4条 補助金の区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付の決定等)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めたときは、交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告の期日等)

第6条 補助事業者等は、補助事業完了後30日又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額の確定を行い、交付額確定通知書(様式第2号)を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助事業者等は、前条の規定により補助金の支払を受けようとするとき

は、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

(2) 補助金をその目的に反して使用したとき。

(3) その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その全部又は一部の返還を補助事業者等に命ずることができる。

3 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助額＝旅費（地域毎定額）×0.8＋1,000 円（参加費補助）×参加人数

区分	対象市町	金額
北勢地域	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝 日町、川越町	5,000 円
伊賀地域	伊賀市、名張市	5,000 円
中勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台 町、大紀町	4,000 円
南勢地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会 町、南伊勢町	4,000 円
東紀州地域	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝 町	0 円
県外	高山市	6,000 円